

2. 19年度情報関係補助金の申請および補助対象の変更

(1) 申請関係の変更

大学等が各々の学校規模や取り組みに応じて申請できるよう、「特別補助」および「私立大学教育研究高度化推進特別補助」を統合し、特別補助を3種類にグループ分けし、大学等の特色に合わせ使いがってのよい補助に改組・メニュー化した。これにより、文部科学省執行分と私学事業団執行分に分かれていたが、全て私学事業団執行分（私学事業団を通じた間接補助）となり、文部科学省執行分がなくなった。

これまでのように、規模の大きな大学から小さな短大まで、また、得意なことが異なる者同士が同じフィールドで競い合うのではなく、各大学等がそれぞれ得意なフィールドを選択できるように「A（地域社会のニーズに応える教育の推進）」、「B（個性豊かで多様な教育の推進）」、「C（教育研究活動の高度化・拠点の形成）」を大学が選択し、そのゾーンにあるメニュー群を優先的に活用する中できめ細かな支援を行うことになった。但し、これにより他のゾーンのメニューを申請できなくなることもなく、ゾーンに予算額のしほりもないことから、選択による損得は生じない。

情報関係は、高度情報化推進メニュー群として、「情報通信設備（借入）支援」、「教育学術情報ネットワーク支援」、「教育学術コンテンツ支援」、「教育研究情報利用支援」の4つのメニューとした。なお、サイバー・キャンパス整備費については、4つのメニュー群に組み入れて申請できるよう計画調査の総括表に「サイバー・キャンパス」の欄を新たに設けた。

(2) マルチメディア施設、学内LANの補助対象の拡大

19年度より、情報通信施設、情報通信装置の工事費等にかかわる諸経費として、一般管理費、現場管理費等も補助対象となった。

(3) マルチメディア施設、学内LANの契約の徹底

工事系補助金の不正を防止するため、入札等の競争により契約先及び契約金額を決定することになり、入札によらない場合であっても、3社以上の業者の見積書を添付することが周知徹底された。なお、これに対して本協会では入札に近い「競争による見積り合わせ」を基本としたガイドラインを作成し、周知した。詳細は、「4. 装置・設備等補助金の不正防止対策」を参照されたい。